

2024年3月29日

各位

会社名 タツタ電線株式会社
代表者名 代表取締役社長 社長執行役員 山田 宏也
(コード番号：5809 東証プライム)
問合せ先 総務人事部 堀 明寛
経営企画部 佐藤 大河
(電話番号：06-6721-3331)

証券取引等監視委員会による当社元社員に対する課徴金納付命令の勧告について

記

2024年3月29日、証券取引等監視委員会から、当社の元社員による金融商品取引法違反（いわゆる「インサイダー取引」）の事実が認められたとして、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して当該元社員への課徴金納付命令を発出するよう勧告を行ったと公表がありました。

当社では、これまでも「インサイダー取引防止規程」等を制定するとともに、定期的に教育・研修等を実施するなど内部者取引の未然防止に向けた施策に取り組んで参りましたが、今回、本事案を発生させたことに対し、株主・投資家をはじめとする関係者の皆様にご心配をお掛けし深くお詫び申し上げます。

また、本事案に関して、当社及び当社役員による法令違反の事実はございません。

当社といたしましては、今回の事態が発生したことを厳粛に受け止め、今後、情報管理体制の更なる強化や内部者取引の未然防止の徹底に取り組み、再発防止に努めてまいります。

以上